別紙１（共同利用規約例）

水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援で取得する機械等の

共同利用に関する規約（例）

（趣旨）

第１条 この規約は、水産業スマート化推進事業のうちスマート水産機械導入利用支援に係る共同利用タイプでの申請（以下「共同申請」という。）で、取得する機械等に関して必要な事項を定めるものである。

（目的）

第２条 この規約に定める機械等の対象機種は（登録番号○-○,（商品名））とし、全ての構成員で共同利用することで、個々の生産者の機械取得経費、利用経費の低減及び日々の作業の効率化をはかる。

（構成員と役割分担）

第３条 共同申請の構成員と役割分担を以下のとおりとする。なお、利用者は共同申請の構成員のみとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 構成員 | 役割分担 |
| （氏 名） | 代表者：保管責任管理者 |
| （氏 名） | 共同利用者 |
| （氏 名） | 共同利用者 |
| ・・・ |  |

（費用負担の方法）

第４条 機械等の取得に際して、構成員は、取得価格について按分し、共同利用者は代表者に支払う。維持・処分に関する経費についても、構成員で按分する。

（財産管理の方法）

第５条 機械等の保管場所は、代表者が所有する建屋屋内とし、代表者は共同利用に係る責任者となり、適切な管理運営にあたる。また、代表者は、機械等の効率的な利用と保全を図るため、次の帳簿を備え付けるものとする。

（１）機械等の使用簿

（２）管理台帳

（３）燃料受払い簿

（４）経理諸帳簿

（その他）

第６条 共同利用にあたっての料金等については、第４条に定める維持・処分に関する経費をふまえ、構成員が協議し、同意した上で決定する。

第７条 本規約の条項に生じた解釈上の疑義及び本規約に定めのない事項については、構成員が協議し、同意した上で決定する。

（附則）

この規約は、対象となる機械等の取得後から施行する。

制　定　令和５年　月　日

代表者　　　○○　○○

共同利用者　○○　○○

　　〃　　　○○　○○